令和6年度単位修得に関する運用方法について

一般社団法人
全日本学生柔道連盟

Ⅰ．全日本学生優勝大会の場合

1．1）4月初旬　各大学監督が**2年生・3年生・4年生部員**（に対して、成績を証明するものを部長または監督に提出させる（部長または監督が必ず確認する）。成績を証明するものは部長または監督が厳重に管理し保管する。

2）その後、2年生は単位修得報告書Ⅰに必要事項（20単位修得者のみ）を記入し、各地区学連へ提出する。3年生は単位修得報告書Ⅱ、4年生は単位修得報告書Ⅲを提出する。なお、特例措置適用者は単位修得報告書Ⅳ、または単位修得報告書Ⅴを提出する。

2．　5月の各地区の優勝大会開催前までに、地区学連は出場大学についての単位修得報告書を確認する（単位修得報告書が提出されていない場合や単位修得がなされていない場合、大会に出場できない）。

3．1）日学連は、6月の優勝大会の抽選会時に選出された調査対象大学について、日学連は地区学連及び調査対象大学へ通知する。

2）調査対象大学は、4月に発行された成績に関する証明書を部長・監督を通じ、日学連へ提出する。この際、調査対象大学は科目ごとに修得年度が分かる証明書を提出する。選手変更が生じた際は、変更後の選手の成績証明書を提出する。ただし、2年生は1年次の成績を提出すること。

4．1）成績に関する証明書の確認は、常務理事、理事、事務局長のいずれかが複数で行う。

2）単位修得不足の学生がいた場合、当該大学は出場不可とし、地区学連に通知する。

3）また、証明書は事務局が厳重に管理する。

Ⅱ．全日本学生体重別選手権大会の場合

1．地区学連は、地区体重別選手権に出場している学生の単位修得報告書の確認を大会開催前までに行う。

2．1)　日学連は、抽選会時に任意に選んだ出場選手を選出し、地区学連及び当該選手の大学の部長・監督に通知する。

2)　当該選手は4月に発行された成績に関する証明書を各大学の部長・監督を通じて日学連へ送付する。この際、調査対象校は科目ごとに修得年度が分かる証明書を提出する。選手変更が生じた際は、変更後の選手の成績証明書を提出する。ただし、2年生は1年次の成績を提出すること。

3．1）成績に関する証明書の確認は、常務理事、理事、事務局長いずれかが複数で行う。

2)　単位修得不足の学生がいた場合、当該選手は出場不可とし、地区学連に通知する。また、証明書は事務局が厳重に管理する。

Ⅲ．全日本学生体重別団体優勝大会の場合

1．1) 地区学連は、体重別団体に出場する地区選出の全大学の学生の単位修得報告書を確認する。

2) 日学連は、抽選会時に任意に選んだ調査対象大学を選出し、地区学連及び当該大学へ通知する。

3) 当該大学は選出された選手の4月に発行された証明書を日学連へ送付する。この際、調査対象校は科目ごとに修得年度が分かる証明書を提出する。選手変更が生じた際は、変更後の選手の成績証明書を提出する。ただし、2年生は1年次の成績を提出すること。

2．1) 成績に関する証明書の確認は、常務理事、理事、事務局長のいずれかが複数で行う。

2) 単位修得不足の学生がいた場合、当該大学は出場不可とし、地区学連に通知する。また、証明書は事務局が厳重に管理する。

Ⅳ．地区学連の運用について

- 地区学連は、単位修得報告書の取扱いには個人情報の観点から十分に配慮しなければならない。また、地区学連はその管理方法について必ず各大学に通知しておくこと（管理者名・利用目的・管理方法）。

- 単位修得報告書の確認作業方法は、地区学連で決定し責任をもって実施すること。

- 保管した単位修得報告書は、当該年度末にはシュレッダー等で確実に処分すること。

- 地区学連は、必ず大会要項に成績証明に不正があった場合（出場不可）のことについて明記すること。

Ｖ．単位修得の不正が確認された場合の処置

1. 大会への出場の取り消し（団体戦はチーム、個人戦は個人が対象）

2. 当該大学監督の資格停止（1年間）

Ⅵ．その他（特例措置１）

学生本人の責めに帰さない事故、重篤な疾病等が原因で定められた最低単位修得数に満たない場合でも、特例措置として大会参加を認めることがある。

その場合、あらかじめ特例措置Ⅳの報告書を日学連に提出する必要がある。

但し、その場合は、原則として理事会の承認を得なければならない。

Ⅶ. その他（特例措置２）

何らかの理由で2年次の単位修得報告書に氏名が記載できなかった場合は、2年次の1年間は試合に出場することはできない。

但し、3年次の大会出場には、2年次の修得単位（20単位以上）を適用する。

また、4年次の大会出場には3年次の修得単位（50単位以上）を適用する。

なお、この特例措置を利用する場は、特例措置Ｖの報告書に氏名等を記載し、地区学連に提出しなければならない。

特例措置２

基本		特例措置2	
2年次（1回目）	20単位以上	2年次（1回目）	記載なし
3年次（2回目）	50単位以上	3年次（2回目）	記載1回目（20単位以上）
4年次（3回目）	80単位以上	4年次（3回目）	記載2回目（50単位以上）
		5年次以降	記載3回目（80単位以上）